

# 国際融合文化学会

International Society for Harmony & Combination of Cultures

ISHCC ニュースレター 第2号 (2001.03.26)

**モットー：全ての生あるものがその「生」を享受し全うしうる調和を創造すること**

## 地球の一体化と調和

革命的な情報技術の進歩によって、世界は情報、経済、社会、文化の各分野において、急速に一体化しつつある。それがしかし、政治的には必ずしも進んでいるとは思えない。

一方、世界の人口は、年8千万という爆発的な増加を見せている。すなわち、2001年3月現在、世界の人口は61億であるが、約50年後の2050年には、100億に達するといふ計算がある。

人類はこの地球上あるいは他の惑星上に、いかに生き残り共生するか、その方策を考えなければならないのである。だがそのとき、互いに他の全ての民族や国家、その考え方や生き方、崇拝の仕方や価値観等をまず十分に尊重することが前提でなければならない。

ある調査によれば、中国人はほとんどの人が、この世がすべてであると考えているのに対して、インド人の多くは、この世より来世(死後の世界)の方が大事であると考えている。

国際融合文化学会 会長 上田邦義

上田邦義

## 世界の平和のために

歴史を振りかえって見る時、現在地球上に存在する文化は様々に「融合」を繰り返して進化してきていることに気づく。インターネットによってますます地球が一つになりつつある今、その「融合」の加速度はますます増してきているといえる。上田教授の実践である、英文学の最高峰のシェイクスピア詩劇と日本の伝統芸能である能の融合は世界に理解される「能シェイクスピア」を生み出した。

私の所属する学校現場でも国際理解教育のキーワードは異文化理解と多文化共生であり、ここに「調和と融合」の視点が必要であると確信する。「融合文化」について研究し、世界の平和につながる教育実践にも生かしたいと思っている。

(西岡妙子、日本大学大学院総合社会情報研究科文化情報専攻院生)

# 「国際融合文化学会」会則

## 第1条(名称)

本会は「国際融合文化学会」(略称「融文学会」、英語名 International Society for Harmony and Combination of Cultures、略称 ISHCC)と称し、事務局を会長の研究室に置く。(当分の間Eメール: ueda@gssc.nihon-u.ac.jp)

## 第2条(目的)

本会は、世界の文化の調和と融合もしくは創造にかかわる研究・享受を通じて、会員相互の融和と研究の促進を図り、併せて人類の調和と精神的進化に寄与することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。従来のみならず、マルチメディア手段を用いる。

- (イ)「研究発表世界大会」および「友好親善パーティ」を偶数年に開催する
- (ロ)「研究発表国内大会」および「友好親善パーティ」を奇数年に開催する
- (ハ)学会情報誌『ISHCC ニュースレター』その他の出版物を発行する

### (ニ) その他本会の目的達成に必要な事業を遂行する

これらの活動はすべて会員からの会費、および賛助会員やその他の団体等の支援や後援を得て実行される。

## 第4条(会員)

本会会員は、普通会員、賛助会員、名誉会員、学生会員の4種類とする。賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体で、本会の活動の後援者とする。名誉会員は、本会から入会を依頼した者とする。会員はすべて『ISHCC ニュースレター』と会員名簿の配布を受ける。ただし他の出版物は購入するものとする。

## 第5条(会計)

会員の年会費は、3,000円または30米ドルとする。ただし国情により別に定めることがある。

学生会員の年会費は、2,000円または20米ドルとする。ただし国情により別に定めることがある。

終身会員は、30,000円または300米ドルを前納した者とする。ただし国情により別に定めることがある。

会費はすべて郵便振替または国際郵便為替(International Money Order)またはクレジットカードによって本会宛送金するものと

する。会費はすべて年会費とし、入会年度以外は4月中に納めるものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。本会の会計報告は会計監査を経て、『ISHCC ニュースレター』およびEメールによって行う。

会員は1年間会費未納の場合、その資格を喪失するものとする。

## 第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

- 名誉会長一名
- 顧問数名
- 参与数名
- 会長一名
- 副会長数名
- 事務局長一名
- 事務局次長数名
- 運営委員会委員数名
- 会計係数名
- 会計監査役一名
- 実行委員会委員若干名

## 第7条(役員を選出)

本会結成時における名誉会長、会長、副会長は結成準備会の指名によるものとする。その後の会長は、役員会の推薦を得、さらに全会員による投票によって選出された者とする。投票はEメールによって行う。

副会長、事務局長、運営委員会委員、その他の役員は会長が指名する。

## 第8条(役員の任期)

名誉会長および顧問の任期は終身とする。ただし本人の意思を尊重するものとする。

会長ほかすべての役員の任期は2年とする。ただし、再選・再任を妨げない。

## 第9条(任務)

本会会長は本会の使命達成のために本会を先導する任務を持つ者である。会長がその責務を実行できない場合には、副会長が代行するものとする。

以上